



# 島根県報

平成26年3月18日（火）

号外第32号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公 告】**

総合人事システム開発・運用保守業務に係る提案競技の実施

（人 事 課） 2

給与管理システム開発・運用保守業務に係る提案競技の実施

（ ” ） 6

**公 告**

総合人事システム開発・運用保守業務において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

平成26年 3 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 提案競技に付する事項****(1) 名称**

総合人事システム開発・運用保守業務

**(2) 仕様**

「総合人事システム開発・運用保守業務提案競技に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

**(3) 期間****ア 総合人事システム開発期間**

契約の日から平成28年 7 月31日まで

**イ 総合人事システム運用保守期間**

平成28年 8 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

**(4) 提案価格の上限額**

ア 総合人事システム開発費：222,288,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

イ 総合人事システム運用保守費（平成28年度から平成32年度までの5年分）：110,152,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

ウ 総額（ア＋イ）：332,440,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

**2 提案競技参加資格に関する事項**

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

**(1) 単独企業・法人の資格要件**

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市町村において、人事システムの開発業務又は人事サービスの提供業務を

過去に受注した実績を有する者であること（共同企業体の代表者としての実績を含む。）。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (ト) 取引金融機関
- (チ) 決算
- (リ) 利益金の配当の割合
- (ニ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書及び仕様書の配布期間、配布場所及び配布手続

ア 配布期間

平成26年3月18日（火）から同年4月14日（月）までの、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県総務部人事課（島根県松江市殿町1番地 本庁舎3階）

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載し、「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提案競技に係る質問書

(1) 質問は、期限までに質問書（提案競技説明書：様式4）により提出すること。

なお、質問は、ファックス又は電子メールにより受け付ける。

(2) 送付先

ファックス 0852-22-5024

電子メール jinji@pref.shimane.lg.jp

(3) 提出期限は、平成26年4月2日（水）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、平成26年4月9日（水）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メー

ルにより通知する。

## 5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

### (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- ア 提案競技参加資格確認申請書（提案競技説明書：様式1） 1部
- イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- エ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- オ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- カ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- キ 担当者届（提案競技説明書：様式2） 1部
- ク 受注実績届（提案競技説明書：様式3） 1部（契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。）

### (2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

### (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

#### ア 提出方法

郵送又は持参による。

#### イ 提出期限

平成26年4月14日（月）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

#### ウ 提出先

11に同じ。

### (4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し郵送で通知することとし、平成26年4月18日（金）までに発送する。

## 6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

### (1) 提案書等の種類及び部数

- ア 提案書等提出書（提案競技説明書：様式5） 1部
- イ 提案書 10部
- ウ 見積書（提案競技説明書：参考様式） 1部
- エ 提案書を電子データで出力したCD-ROM等 1枚（Microsoft Office2010（Word、Excel又はPower Point）で扱える形式又はPDFとすること。）

### (2) 提案書等の内容

提案競技説明書による。

### (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

#### ア 提出方法

郵送又は持参による。

#### イ 提出期限

平成26年4月28日（月）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

## ウ 提出先

11に同じ。

## 7 提案の選定方法

## (1) 選定の体制

ア 総合人事システム開発・運用保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## (2) 選定の手順

## ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を満たさない提案については、失格とする。

## イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーションを実施して提案内容を把握し、審査する。

## ウ 契約予定者の決定

第2次審査の審査結果を集計して技術評価点を付与し、これに提案価格を点数化した価格評価点を加えた総合評価点が最も高いものを契約予定者とする。

## (3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

ウ 総合評価点が最も高いものが2つ以上あるときは、技術評価点の高いものを契約予定者とする。

## (4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

郵送で通知することとし、平成26年5月上旬頃までに発送する。

## (5) 第2次審査の実施

平成26年5月中旬を予定している。

## (6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

## (7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書による。

## 8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 契約

## (1) 契約相手方

契約予定者の提案内容を加えた仕様とし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から契約仕様書による見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部人事課人事グループ

電 話 0852-22-5025

ファックス 0852-22-5024

電子メール jinji@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

- (1) Proposed Bidding Item: Development of personnel management system and subsequent operation and maintenance
- (2) Proposed Submission Deadline: 17:00 28 April, 2014
- (3) Proposed Enquiry Address (Submission Address) for Bidding: Shimane Prefectural Government, Department of General Affairs, Personnel Division  
1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501, Japan  
TEL 0852-22-5025

---

給与管理システム開発・運用保守業務において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

平成26年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

給与管理システム開発・運用保守業務

(2) 仕様

「給与管理システム開発・運用保守業務提案競技に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

---

## (3) 期間

## ア 給与管理システム開発期間

契約の日から平成28年7月31日まで

## イ 給与管理システム運用保守期間

平成28年8月1日から平成33年3月31日まで

## (4) 提案価格の上限額

ア 給与管理システム開発費：387,469,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

イ 給与管理システム運用保守費（平成28年度から平成32年度までの5年分）：170,240,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

ウ 総額（ア＋イ）：557,709,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

## (1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市町村において、給与システムの開発業務又は給与サービスの提供業務を過去に受注した実績を有する者であること（共同企業体の代表者としての実績を含む。）。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

## (ア) 目的

## (イ) 企業体の名称

## (ロ) 構成員の住所及び名称

## (ハ) 代表者の名称

## (ニ) 代表者の権限

## (ホ) 構成員の出資の割合

## (ヘ) 構成員の責任

- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明に関する事項

#### (1) 提案競技説明書及び仕様書の配布期間、配布場所及び配布手続

##### ア 配布期間

平成26年3月18日（火）から同年4月14日（月）までの、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

##### イ 配布場所

島根県総務部人事課（島根県松江市殿町1番地 本庁舎3階）

##### ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載し、「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出した者に無償で1部を配布する。

#### (2) 提案競技説明会

開催しない。

### 4 提案競技に係る質問書

#### (1) 質問は、期限までに質問書（提案競技説明書：様式4）により提出すること。

なお、質問は、ファックス又は電子メールにより受け付ける。

#### (2) 送付先

ファックス 0852-22-5024

電子メール jinji@pref.shimane.lg.jp

#### (3) 提出期限は、平成26年4月2日（水）午後5時までとする。

#### (4) 質問に対する回答は、平成26年4月9日（水）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

### 5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

#### (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書（提案競技説明書：様式1） 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

エ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

カ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

キ 担当者届（提案競技説明書：様式2） 1部

ク 受注実績届（提案競技説明書：様式3） 1部（契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。）

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成26年4月14日（月）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

11に同じ。

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し郵送で通知することとし、平成26年4月18日（金）までに発送する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書等提出書（提案競技説明書：様式5） 1部

イ 提案書 10部

ウ 見積書（提案競技説明書：参考様式） 1部

エ 提案書を電子データで出力したCD-ROM等 1枚（Microsoft Office2010（Word、Excel又はPower Point）で扱える形式又はPDFとすること。）

(2) 提案書等の内容

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成26年4月28日（月）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

11に同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 給与管理システム開発・運用保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を満たさない提案については、失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーションを実施して提案内容を把握し、審査する。

ウ 契約予定者の決定

第2次審査の審査結果を集計して技術評価点を付与し、これに提案価格を点数化した価格評価点を加えた総合評価点が最も高いものを契約予定者とする。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加点する方法により算出する。

ウ 総合評価点が最も高いものが2つ以上あるときは、技術評価点の高いものを契約予定者とする。

(4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

郵送で通知することとし、平成26年5月上旬頃までに発送する。

(5) 第2次審査の実施

平成26年5月中旬を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書による。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

契約予定者の提案内容を加えた仕様とし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から契約仕様書による見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部人事課給与グループ

電 話 0852-22-5030

ファックス 0852-22-5024

電子メール jinji@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

- (1) Proposed Bidding Item: Development of remuneration system and subsequent operation and maintenance
- (2) Proposed Submission Deadline: 17:00 28 April, 2014
- (3) Proposed Enquiry Address (Submission Address) for Bidding: Shimane Prefectural Government, Department of General Affairs, Personnel Division  
1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501, Japan  
TEL 0852-22-5030